

那須塩原市の行財政改革

集中行財政改革プラン

改訂	平成19年 3月
	平成20年10月
	平成22年 3月
	平成22年11月
	平成23年 7月
	平成24年11月

平成18年3月
那 須 塩 原 市

那 須 塩 原 市 集 中 行 財 政 改 革 プ ラ ン

◎那須塩原市行財政改革大綱に基づく集中行財政改革プランを次のとおり定め、行財政の改革に取り組みます。

基本事項

- I. 期間は平成17年度を起点とし平成23年度までの7年間とします。
- II. 行財政改革大綱に基づき11の項目に分類して記載しています。
- III. 改革の成果と経費削減効果を公表します。
- IV. 毎年度見直しを行います。
- V. 行政評価の手法を活用します。

1 項目ごとの行財政改革の取り組み

(1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

① 事務事業の整理合理化等

最小の経費で最大の効果を上げる行政経営を目指し、毎年度、事務事業の見直しを行い、時代に即した行政サービスが提供できるよう整理合理化を進めていきます。

見直しにあたっては、費用と効果、受益と負担といった面から検証するため、行政評価システムを活用していきます。

主な取り組み事項（事務事業）

- 行政評価システム導入事業
- 電子市役所の構築
- 公共工事コスト縮減
- 外国人のための生活支援
- 一般廃棄物収集運搬業務
- 市営住宅の管理および営繕

② 補助金等の見直し

補助金等の必要性や目的ならびに団体等におけるその使途を検証し、適正化のため見直しを行います。

◇市単独補助金・交付金については、第三者（市民）審査による那須塩原市単独補助金審査会において、全ての補助金等の必要性を見直します。

◇協議会等に対する負担金については、その使途について県や関係市町と検証を行い、負担についての見直しを行います。

(2) 民間委託等の推進

行政経営に指定管理者制度、民営化、民間委託などの民間活力を活用し、経営の効率化と行政のスリム化を図っていきます。

◇民間と競合する市の施設のあり方や管理方法（直営、指定管理者制度 等）について検討します。

◇指定管理者制度を導入している施設については導入後の実績調査を定期的の実施します。

指定管理者制度導入施設については【参考2】のとおりです。

◇民間委託にあたっては、他団体の状況や民間の受託提案などを参考にしながら、事務の集約化、他団体との共同実施、期間の複数年度化などの可能性を検討し、利点について総合的に検証し委託の範囲を拡大します。

◇市が設置した公社や、市が出資している第三セクターについても経営の見直しを行います。

主な取り組み事項（事務事業）

○指定管理者制度運用事業

○施設振興公社

○公立保育園管理運営事業

○学校給食共同調理場の管理運営および調整

(3) 市民との協働

市民ニーズの高度化・多様化により、行政が行ってきたサービス提供の形態をこのまま続けることは難しくなると考えられます。そこで、地域の課題解決に市民との協働の手法を取り入れ、市民と行政の役割分担を進めます。

また、市民と行政の信頼関係の構築、地域自治の確立、市民参加、市民組織への支援などを推進します。

主な取り組み事項（事務事業）

○車座談議・職員地域担当制

○ごみの分別

○指定ゴミ袋制度

(4) 公営企業等の経営健全化

水道事業においては、安心安全な水を安定的に供給することを使命としながら、経営の効率化を推進し経営基盤の強化を図ります。

下水道事業等においては、施設管理の効率化や料金体系の見直しなどにより、経営の健全化を図ります。

主な取り組みの項目（事務事業）

○水道事業 事業統合

○水道事業 水道料金

○下水道事業 下水道使用料金体系及び使用料

(5) 財政状況と経費削減効果の公表

地方債の適正管理・適正執行により、健全な財政運営に努めます。

財政状況の公表については、「新地方会計制度改革」に伴い、従来の普通会計に加え、特別会計、公営企業会計、一部事務組合や第3セクター（公社等）を連結し、財務4表（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成・公表を行います。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）」に基づく健全化判断指標の公表等を引き続き行うとともに、市民が、よりわかりやすく、市の財政状況を総合的に把握できるような情報の提供に努めます。

これら、財政状況の公表にあっては、他団体との比較やわかりやすい指標を用いた方法を取り入れます。

行財政改革の取り組みにおいては、その進捗状況と改革改善の成果としての経費削減額を公表します。

(6) 情報の公開

市民の行政に対する理解と信頼を深め、公平で開かれた市政を推進するため、市が保有する行政情報については一層の公開を図り、個人に関する情報については、個人の権利利益を保護し、適正な取り扱いを確保します。

これら情報に関する業務を効率よく処理するために、文書の管理形態の統一による検索の簡素化や、電子文書化への対応を推進します。

(7) 地方分権に対応した組織・機構の見直し

地方分権が進むことにより、行政サービスの範囲が広がることが考えられるため、民間委託の検討や民営化の推進などを図りながら、柔軟性と機動力を併せ持つ、簡素で効率的な組織・機構へと転換を図ります。

主な取り組み事項

○組織・機構の見直し

○一部事務組合の見直し

(8) 職員定員の適正化

那須塩原市定員適正化計画に基づき職員定数の適正化をはかります。

平成23年4月1日時点の目標とする職員数（現員数）を、平成17年4月1日と比較して90人減の860人とし、削減率は9.5%とします。

なお、定員適正化の方法として以下の事項を基本に進めます。

◇事務処理の合理化

◇組織機構の改革

◇外部委託の推進

◇計画的な職員の採用

◇多様な任用形態の導入推進

那須塩原市定員適正化計画

項目	H 1 7 . 4 . 1	H 1 8 . 4 . 1	H 1 9 . 4 . 1	H 2 0 . 4 . 1	H 2 1 . 4 . 1	H 2 2 . 4 . 1	H 2 3 . 4 . 1
目標職員数（人）	9 5 0	9 5 1	9 5 0	9 3 8	8 8 5	8 7 0	8 6 0
対前年増減数（人）	—	1	▲ 1	▲ 1 2	▲ 5 3	▲ 1 5	▲ 1 0
基準年度との比較（人）	—	1	0	▲ 1 2	▲ 6 5	▲ 8 0	▲ 9 0
累計増減率（％）	—	0 . 1	0 . 0	▲ 1 . 3	▲ 6 . 8	▲ 8 . 4	▲ 9 . 5
実職員数（人）	9 5 0	9 5 1	9 2 6	8 9 7	8 8 5	8 5 9	8 3 4
累計増減数（人）	0	1	▲ 2 4	▲ 5 3	▲ 6 5	▲ 9 1	▲ 1 1 6

※実職員数には、市長、副市長及び那須地区広域行政事務組合派遣職員 2 人は含まない。

※那須塩原市定員適正化計画については、平成 2 0 年度および平成 2 1 年度に見直しを実施。

（９）給与の適正化

職員の給与については、合併に際し、特殊勤務手当を 2 9 から 1 9 へ削減したのをはじめ、通勤手当、時間外勤務手当についても適正化を行いました。また、給料については国家公務員の俸給表を適用し、5 5 歳昇給停止を実施してきました。

平成 1 7 年 4 月におけるラスパイレス指数は 9 9 . 2 で県内市町 1 3 番目の水準です。（平成 2 0 年 4 月におけるラスパイレス指数 1 0 0 . 2）

給与の適正化については、制度は国家公務員の給与制度に準じた運用を行い、また、水準は地域における民間賃金、県及び近隣市町との均衡を図ります。また、引き続き特殊勤務手当の見直し等を行います。

総人件費の削減については、団塊の世代の大量退職を迎える中で、定員の適正化とともに給与制度の運用を見直します。

(10) 財源の確保

市税などの適正な賦課と徴収の公平性を確保するとともに、収納率の向上に努めます。

収納率の状況(実績)と平成23年度末目標値

種 別	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度末目標値
市税(国保険を除く)	96.0 %	95.7 %	95.9 %	95.7 %	95.5 %	95.9 %	96.8 %	97.2 %	95.8 %
国民健康保険税	86.5 %	84.1 %	83.8 %	83.5 %	81.4 %	82.9 %	88.4 %	89.6 %	81.5 %
介護保険料	97.9 %	97.4 %	97.6 %	97.8 %	97.6 %	97.9 %	98.2 %	98.2 %	97.9 %
後期高齢者医療					98.2 %	98.5 %	99.1 %	99.3 %	98.9 %

使用料や手数料については、負担の公平性の確保や適正な受益者負担の確保等の観点から、サービスに見合った額となるよう定期的に見直しを行います。

遊休資産の活用または処分を行います。

(11) 職員の意識改革

質の高い行政サービスを提供するためには、人材の育成が重要で、職員一人ひとりの能力の向上と意識の改革が不可欠です。

◇多種・多様な市民ニーズに対応できる職員を育成するため、総合的な人材の育成を目的として策定した人材育成基本方針(平成18年度策定)に基づき人材育成を推進します。

◇職員の能力向上と意識改革を図るためには、研修制度の充実が必要ですが、現在の職員研修は、採用時の新規採用職員研修に始まり、その後接客研修、地方公務員法などの法律関係の研修や問題解決方法関連の研修、例規作成に係る研修など基本的な研修に加え、主査研修、係長研修あるいは管理監督者を対象にした政策形成関連の研修など、職階に応じた研修が受講できる仕組みとなっています。今後も社会情勢の変化に対応した研修ニーズを把握し、多くの研修メニューを職員に広く周知し、職員自らが自身の能力開発を主体的に行えるように支援していきます。

◇行政サービスの満足度を高めるため、事務事業の成果を評価し次へと反映させる、市民起点の行政経営へと転換を進めます。

◇行政サービスの時間やコストの縮減、親切・ていねいな対応など、サービスの向上を図る組織の設置を検討します。

◇ 項目ごとの取り組み事項（事務事業）

（１）事務事業の再編・整理、廃止・統合

①事務事業の整理合理化等

（単位：千円）

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
行政評価システム 導入事業 【企画部】	* 市民ニーズの的確な把握や行政経営に反映させるため、3年間で行政評価システムを導入する	* 評価による事務事業の統廃合 * 施策優先度等の決定による総合計画・予算編成への反映 * 評価結果の公表	* 政策の再構築 * わかりやすく透明性の高い行政経営の実現 * 住民起点での行政改革の実現	・ H17～19 導入期間 各種研修、モデル評価、評価単位の検討、事務事業評価の試行、運用に向けた説明会 等。 ・ H20 運用開始 実施計画掲載事業を対象に事務事業評価を実施（243事業）、事務事業三次評価を実施（19事業） ・ H21 運用・公表 事務事業評価を実施（207事業）、事務事業三次評価を実施（5事業）、評価結果の公表 ・ H22 運用・公表 事務事業評価を実施（154事業）、事務事業三次評価を実施（5事業）、評価結果の公表 ・ H23 運用・公表 事務事業評価を実施（177事業）、事務事業評価点検会の開催、評価結果の公表、運用方法（事務事業マネジメントシート）の見直し
電子市役所の構築 【企画部】	* 情報通信技術（ＩＣＴ）を活用した電子市役所の構築 * 地域情報化計画策定	* 情報通信技術の活用による情報の提供・電子申請等促進 * 情報の総合的保護・管理 * 地域公共ネットワークの活用 * IP電話の導入	* 情報提供の双方向化 * 電子情報活用による経営の効率化と経費削減 * 住民サービスの向上 * 電話料の削減	・ H17 地域情報化計画策定のための現況調査、データ整理。 ・ H18 市民アンケート、懇談会開催、ネットワーク基本設計 ・ H19 「地域情報化計画」策定、地域公共ネットワークの整備実施 ・ H20 公共施設オンライン予約システム運用開始 ・ H21 緊急情報等提供システムの運用開始 地域公共ネットワーク活用事業（2公民館での諸証明発行業務開始）IP電話の検討 ・ H22 IP電話の導入
電子計算機の管理 運用 【企画部】	* 電子計算機を活用した住民記録、税務、保健、福祉等の業務処理	* 電子計算機システム構築の共同発注・オープンシステムの導入検討 * 専門知識を有する職員の養成 * 職員によるシステム構築の検討 * ネットワークシステムの更新	* 競争による価格の低減・サービスの確保 * 処理方法の統一化による自治体間の協力体制確立 * 簡素で効率的なシステムの構築 * システムの安全・確実な運用	・ H17～19 調査・検討 共同発注、オープンシステム等システム更新に向けた調査検討を行う。 ・ H20 再検討 電子機器や各種システムの状況を見極めながら、再検討する。 ・ H21 システム変更 ネットワーク機器の更新に併せ、当市の規模に見合ったシステムに変更。機器の構成を見直したことでリース料・保守料を削減。 ・ H22 職員によるシステム構築の検討 ・ H23 職員による次期基幹系ネットワークシステムに関する情報交換会を開催し、時期ネットワークシステムの方向性をまとめた。

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
被服貸与事務 【総務部】	*被服貸与規程により作業服を貸与している	*貸与期間・貸与数量の見直し（更新が必要な職員に限定）	*経費の削減	・H17 那須塩原市としての被服貸与開始（更新なし） ・H18 新規貸与のみ（更新なし） ・H19 貸与服が使用可能な場合は更新を延伸 ・H20 作業服、防寒着の貸与期間延長 行政職の作業服：貸与期間1年延長、防寒着：貸与期間を10年とする ・H21～ 契約方法を随意契約から指名競争入札に変更
福利厚生事業 【総務部】	*職員の福利厚生のための事業を互助会で実施する *一人当たり15,000円以内の補助を交付する	*福利厚生事業における職員の負担と市の負担の割合は1対1を基本に、事業目的に見合う負担割合により実施する *地方公務員法の規定に基づき行うべき職員の福利厚生事業について、助成内容を検討する	*経費の削減	・H19 事業内容等の見直し・検討 ・H20 助成内容、負担割合 変更 各種助成の助成額引き下げ及び市と職員（互助会）の負担割合見直し。 負担割合 市6：職員4⇒市4：職員6 ・H21 継続運用 ・H22 福利厚生事業における助成等の見直し検討 ・H23 福利厚生事業のうち、通信教育受講助成及び団体旅行事業助成を廃止し、リフレッシュ旅行助成額の引き下げ、芸術鑑賞等助成の市負担廃止。脳健診助成及び新規インフルエンザ予防接種助成の市負担割合5割とした。
複写機・印刷機の契約及び保守管理 【総務部】	*支所ごとに複写機・印刷機の機種、配置数、リース契約方法が違っている	*支所単位での一括導入の方法に変更する *適正な台数の配置に変更	*一括契約による経費の削減 *適正な台数の配置による経費削減	・H17 機種、配置数の実態調査、経費比較 ・H18～21 実施に向けた調整、検討 ①機種、配置数、契約方法、リース期間、経費調査および一括契約との比較検討 ②機種統一等のメリット、デメリットの検討 ・H22 ①庁内コピー機の設置状況調査 ②コピー機の配置基準及び入れ替えスケジュール策定 ③一部（平成23年度当初入れ替え分）の入札実施 ・H23 ①一部（36台）の一括導入の実施
入札・契約に関する諸制度の見直し及び運用 【総務部】	*指名業者選定 *入札契約情報の公表・予定価格の公表 *談合対策 *電子入札導入検討	*公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律に基づいた、入札方式等の見直しを図る	*透明性の確保、公正な競争の促進、適正な施工の確保、不正行為の排除	・H17 予定価格事前公表の試行 ・H18 電子入札導入準備、実証実験実施 ・H19 電子入札実施（21件） 条件付き一般競争入札の試行 総合評価落札方式の試行 ・H20 条件付き一般競争入札（電子入札）実施（79件） 土木コンサルの電子入札（8件） 各種要綱等の見直し実施 ・H21 電子入札等の対象拡大（建築コンサル）（10件） 入札情報公開システム導入 各種要綱等の見直し実施 ・H22 電子入札及び事後審査型条件付一般競争入札等の対象拡大検討準備（建設6工種下位ランク） 指名停止基準の改正 入札参加資格者格付けにおける主観点数の見直し ・H23 電子入札及び事後審査型条件付一般競争入札等の対象拡大実施（建設6工種下位ランク） 中間前払いに関する検討 随意契約（プロポーザル方式含む）適正執行のための 庁内周知事項の検討

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
公共工事コスト縮減 【総務部】	*平成19年度から実施する公共工事のうち、設計金額130万円超えの工事を対象としてコスト縮減を図る	「限られた予算や資源、時間等との最適な組み合わせにより高品質の目的物を低価格で創造・提供する」ことを目的に、工事コストの縮減、工事の時間的コストの低減、ライフサイクルコストの低減、工事における社会的コストの低減、工事の効率性向上による長期的コストの低減等公共工事のコスト縮減を図る	「品確法」の趣旨に沿いながら直接的工事コスト低減、時間的コスト低減、品質向上によるライフサイクルコスト低減等を柱とする施策の展開により、総合的なコスト縮減を図ることができる	・H18 コスト縮減行動計画 策定 ・H19 行動計画の実施 職員向け説明会、推進委員会実施 ・H20 行動計画のフォローアップ実施 コスト縮減推進委員会開催 コスト縮減成果の公表 ・H21 行動計画のフォローアップ実施 コスト縮減推進委員会開催、行動計画改定、コスト縮減成果の公表 ・H22 行動計画のフォローアップ実施 ・23 コスト縮減成果の公表
普通財産の取得、管理及び処分 【総務部】	*普通財産（特定の用途・目的を持たない財産）の新たな取得は少ないが、用途等を廃止した場合などで保有することになる *草刈等の管理 *払い下げ希望があれば処分する	*売却を推進する *利用希望のある地元自治会に管理を委託する	*目的を持たない資産の現金化 *管理経費の削減	・H17 管理手法の検討、随時売却 ・H18 処分計画の策定検討 処分可能な未利用市有地の抽出 売却処分3件（137.29㎡） ・H19 未利用市有地の利用・処分計画策定、計画に基づき売却開始（広報、ホームページに掲載） 売却処分1件（351㎡） ・H20～23 計画に基づく売却の推進
集中管理公用車の管理 【総務部】	*市が所有する公用車の一部については、効率的運用のため集中管理をしている	*各課において管理している車両のうち、利用が少ないものは集中管理に移行する *環境保護の観点から、ハイブリッド車への転換を推進する	*余剰となる車両の処分 *温室効果ガスの排出抑制	・H17 基礎データ収集 公用車管理・運用状況調査実施 ・H18 適正台数等の検討（配置数適切） 経費削減、燃費向上のため、更新時のハイブリッド車・軽自動車転換を推進 ・H19 ハイブリッド車転換（1台） 小型貨物車1台削減 ・H20 軽乗用車転換（1台） ・H21 ハイブリッド車転換（3台） ・H22 ハイブリッド車導入に伴う燃費向上効果の検証 ・H23 ハイブリッド車導入に伴う燃費向上効果の検証 所属管理車両のうち利用率の低い車両を 他所属購入要求車両に配置換え

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
市税収納管理事務 (納税啓発報奨金等) 【総務部】	* 固定資産税と市県民税の普通徴収分について、納期前納税に対し報奨金を交付している * 交付率1/100、上限額20万円 * 県内でも高い交付率と上限額となっている	* 預金金利と他市町村と比較し適正なものにしていく	* 経費の削減	・ H17 他団体の制度、交付率等調査 ・ H18～21 継続検討 制度変更、廃止等が収納率に及ぼす影響等を検討 ※年度前半の財源確保及び収納率向上、滞納整理を進める中での早期廃止（減額）は難しい状況 ・ H22 県内市町を調査し、制度の見直しを行った。 ・ H23 23年度課税分より、交付率及び上限を次の通り引き下げた。 交付率：0.5/100、上限額：10万円
男女共同参画の推進 【企画部】	* 男女共同参画社会の実現に向けた各種施策の実施 * 男女共同参画推進本部及び男女共同参画審議会の設置による施策の推進	* 男女共同参画計画を策定し総合的（横断的）かつ計画的に施策を実行する * 条例を制定し、年次報告を位置づけることにより策定後の計画の進行管理の強化を図る	* 市が実施している男女共同参画に関する施策を行動計画に位置付けることによる計画的かつ継続的な事業の実施	・ H17 計画策定、条例制定に向けた検討 庁内推進組織、懇話会の設置 ・ H18 男女共同参画行動計画 策定 男女共同参画推進条例 制定 ・ H19 施策、重点施策、各種啓発の実施 男女共同参画審議会の設置、開催 ・ H20、22 市民意識調査の実施 ・ H20～23 施策、重点施策、各種啓発の実施 年次報告書の作成、公表 ・ H23 第2次那須塩原市男女共同参画行動計画の策定
外国人のための生活支援 【企画部】	* 便利マップ、ガイドブックの作成 * 日本語指導者の養成 * 庁内に対応する組織がない	* 国際交流庁内推進会議組織の設置 * 窓口手続きを円滑化するための協力体制を検討 * 外国人のための相談窓口の創設	* 在住外国人のニーズに対応 * 国際化への対応	・ H17 庁内組織設置準備 生活便利マップ、ガイドブック作成の調整 ・ H18 外国人用生活ガイドブック作成 日本語指導者養成講座 開催 ・ H19 庁内組織の設置検討 日本語指導者養成講座 開催 ・ H20 日本語指導者養成講座 開催 国際交流協会の活性化 他自治体の推進体制の調査研究 庁内推進組織の設置検討 ・ H21 外国人のための相談窓口の開設 (外国人地域支援センター) 外国人用便利マップの作成 日本語指導者養成講座 開催 ・ H22 日本語指導者養成講座 開催 外国人のための相談窓口 (外国人地域支援センター) の開設 外国人生活ガイドブックの作成 ・ H23 日本語指導者養成講座による指導者の育成 外国人地域支援センターや外国人生活ガイドブックによる生活支援

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
消費生活センター の運営 【生活環境部】	*消費生活に関する相談及び苦情処理 *相談件数は増加傾向にあり、業者の手口も悪質巧妙になっている *消費者団体との情報交換の場 *業務の充実のためにはセンターの移転が望ましい	*西那須野・塩原地区の相談者に対応するため、巡回相談を実施する *相談員の資質向上を図るため研修会への参加機会を増やす	*相談受付体制の強化による被害者救済 *被害拡大の防止	・H17 巡回相談実施（3月～） 相談員研修実施 ・H18 巡回相談実施、相談員研修実施 ・H19 巡回相談実施、相談員研修実施 出前講座の実施 多重債務相談の強化（10月～） ・H20～ 相談員研修の充実 出前講座の実施 巡回相談（予約制に変更） 多重債務相談の庁内庁外の連携
交通安全啓発事業 【生活環境部】	*交通安全運動、市民大会等の実施による交通安全意識の高揚 *市内が2つの警察署所管に分かれていることから、啓発活動に差がある	*学校や各種団体と連携を強化して、交通安全意識の浸透を図る *民間組織による啓発運動の展開を促す *事業実施方法の統一を図る	*学校、各種団体、民間組織との連携による交通安全意識の高揚	・H17 庁内での検討・調整 ・H18 交通安全対策協議会との協議 交通安全教室の強化（延べ109回） ・H19 交通安全対策事業の充実 交通安全教室（延べ107回） ・H20 本庁一括の実施体制 実施方法や事務効率化の向上 交通安全運動の統一強化 交通安全教室（延べ118回） ・H21～ 交通安全運動の統一強化、 啓発キャンペーン等実施 交通安全教室
交通安全関係団体 【生活環境部】	*保護者及び児童幼児の交通安全教育を進める団体の支援 交通安全母の会、バンビクラブ連合会	*団体運営について助言・指導を行う	*団体の自立運営への移行	・H17 支援方法の検討 （補助、指導、助言） 交通安全母の会の統合、 バンビクラブ連合会の地域拡大 ・H18 各団体への働きかけ 母の会 会員構成の検討要請 バンビクラブ 自主運営の支援 ・H19～20 組織強化、活動充実を促す 母の会連合会 地区組織の解散、本組織強化、活性化、充実を指導・要請 バンビクラブ連合会 自主運営活動支援、未加入団体の加入促進 ・H21～ 母の会連合会 組織統合 バンビクラブ 活動支援・未加入団体加入促進

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
暴力追放市民会議 【生活環境部】	* 市民や各種団体等が結集し、防犯・暴力追放を展開する * 地区により管轄の警察署が違うことから活動内容も違う * 塩原地区には組織がない	* 警察署の所管が変更になるか統合された後、市全体の組織とし活動する	* 市内全域で市民・団体が結集することによる防犯・暴力追放運動への効果的な取り組み	・ H17 組織検討 ・ H18 防犯団体の設立促進 防犯協会を核とした組織の検討 ・ H19 「犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」 制定 推進組織のあり方、各種団体のネットワーク検討 自主防犯団体の設立促進 ・ H20 新組織設立 「犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」 設置 防犯連絡会議、自主防犯団体研修会 開催 ・ H21～ 新組織での防犯対策推進 防犯連絡会議、自主防犯団体研修会 開催
不法投棄防止事務 （監視指導） 【生活環境部】	* 市担当職員及び監視員による廃棄物の不法投棄監視 * 不法投棄に関する相談、苦情処理 * 不法投棄情報の対応	* 廃棄物の適正処理についての啓発活動実施 * 不法投棄対策の助言 * 休日・夜間の監視委託の検討 * 市民との連携による監視活動	* 廃棄物適正処理の意識付け * 休日・夜間の監視体制強化	・ H17 準備 ・ H18～20 啓発活動の実施 広報なすしおばらへの啓発記事の掲載 「消費生活と環境展」ブース設置 監視カメラ導入の検討、準備 ・ H21 監視カメラ導入（2台） 自治会等と協力し不法投棄物の回収実施 シルバーごみ監視員を設置 （パトロール及び不法廃棄物回収を実施） ・ H22～ 導入した監視カメラにより、不法投棄行為者を特定し、行政指導を実施 ダミー監視カメラ5台導入 自治会等と協力し不法投棄物の回収実施 シルバーごみ監視員を設置 （パトロール及び不法廃棄物回収を実施）
一般廃棄物収集運搬業務 【生活環境部】	* 3地区とも委託業務として実施しているが、黒磯地区の一部は直営である	* 新たな積算根拠を導入する * 直営で実施している業務を委託業務とする	* 経費の削減 [削減目標10,600千円]	・ H17～H19 準備 委託業務に関して、各地区の積算根拠統一に向けての作業を行う ・ H20 平成21年度からのごみ収集委託に係る入札を実施（市内6地区、5年間継続契約） ・ H21 新たな積算根拠によるごみ収集委託の実施 ・ H22～ 継続実施

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
3 清掃センターの 統合 【生活環境部】	* 清掃センターは合併前の旧3市町の施設を継続運用している * 3施設とも耐用年数が迫っており、早急に新施設を整備する必要がある	* 広域ごみ処理計画にもとづき、3施設を統合した新クリーンセンターを整備する	* ごみ処理経費、人件費の削減 * 最新設備の導入によるダイオキシン対策や環境への負荷軽減	・～H21 那須地区広域行政事務組合により、第2期広域クリーンセンターとして整備 整備完了後、那須塩原市に移管 ・H21 新クリーンセンター本格稼働開始（6月） 旧施設廃止 西那須野クリーンセンター（4月） 塩原クリーンセンター（4月） 黒磯清掃センター（6月） ・H22～ 那須塩原クリーンセンター稼働	
環境マネジメントシステム 【生活環境部】	* 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、人口5万人以上の自治体では実行計画を定め、原則として全施設を対象に運用し、地球温暖化防止の対応を図る必要がある	* 黒磯庁舎におけるISO14001や西那須野庁舎における率先行動計画によって進めているが、実施施設範囲が狭く、また、まちまちな対応のため完全なものとはなっていない	* 那須塩原市の実行計画策定により温室効果ガス排出の抑制に取り組める * 庁舎光熱水使用量の削減 * 可燃ごみ排出量の削減 * 公用車燃費の向上	・H17 調査 ・H18 那須塩原市版環境マネジメントシステムの策定 ・H19 環境マネジメントシステムの運用 節電、節水など省エネルギーの取組 廃棄物削減の取組 ・H20 環境マネジメントシステムの改定 節電、節水など省エネルギーの取組 廃棄物削減の取組 ・H21～ 環境マネジメントシステムの運用 節電、節水など省エネルギーの取組 廃棄物削減の取組 ・H23 H24から適用する第二期計画の策定期間の1年延伸 ・23～24年度で策定中の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の施策内容や目標値と整合性を図るため、1年延伸とした。	
市営バス運行 【生活環境部】	* 交通弱者への対応として、黒磯地区2路線、塩原地区4路線の市営バスを運行している * 民間バス事業者の参入は見込めない	* 既存の6路線を含め、市営バスの運行についての調査・研究を行う	* 生活バス路線の充実による交通弱者対策の強化	・H17 調査・検討着手 現状、要望等の把握・分析 庁内研究会、懇話会 開催 ・H18 市営バス運行計画 策定 庁内研究会、懇話会、パブリックコメント ・H19 地域バス「ゆ～バス」運行開始（10月1日～） 既存6路線⇒新規2路線、統合延伸5路線に見直し、サービス圏の拡大 ・H20～ 評価・課題改善 市民等のニーズにあった運行ダイヤ等の見直し 利用者拡大のためのPR等の推進	

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
憩の家管理運営 【保健福祉部】	*憩いの家は60歳以上の 方の交流の場として4ヵ 所設置	*憩いの家のうち島方荘 を元気アップデイサービ スセンターに移行 *他館は廃止	*経費の削減 [削減目標5,200千円]	・H18 鍋掛荘 廃止（借地返還） 他3施設について調整、協議 ・H19～20 3施設の廃止に向けての検討 廃止及び廃止後の施設解体等について、地域、利用者、関係機関等との調 整を実施 ・H21 若葉荘及び高齢者創作館廃止（22年1月） 島方荘を元気アップデイサービスセンター に移行、若葉荘解体 ・H22 高齢者創作館の解体工事实施 【8,195】 ・H20 組織機構改革により窓口業務をシルバー人材センターへ委託
塩原保健福祉セン ター 【保健福祉部】	*建物本体、付帯設備、 入浴施設、デイサービス 等の施設がある *事務所内にシルバー人 材センター及び社会福祉 協議会がある *老朽化が著しく維持管 理費用に多くの費用がか かる *栃木県医師会塩原温泉 病院から分湯をしている	*塩原保健福祉センター のあり方検討	*業務の効率化	・H21.1 高齢者宿泊施設の休止 ・H21 あり方について検討 塩原保健福祉センター運営委員会へ諮問 (H22.3月答申) ・H22 関係団体の意見聴取 ・H23 施設廃止の決定(H24.9月末廃止) 入居団体の移転先決定
市営住宅の管理及 び営繕 【建設部】	*建物本体、付帯設備、 駐車場、公園等の施設が ある *敷地の一部は借地であ る *老朽化している施設が 多く修繕費用がかかる *耐用年数を超えている ものもある *入居者が高齢化してい ることからバリアフリー 化の必要もある *取り壊し住宅入居者の 移転先確保、移転補償が	*住宅マスタープランを 作成し、効率的な建替や 統廃合を図る *東小屋団地の廃止 *老朽化建物の取り壊し	*経費の削減 [削減目標2,200千円]	・H18 東小屋団地の廃止に係る説明会、意向調査 ・H19 東小屋団地の廃止（H20.3月） 解体、借地返還 ・H20 老朽住宅の解体 ・H21 老朽住宅の解体（6戸） 市住生活基本計画（住宅マスタープラン）及び公営住宅長寿命化計 画策定に着手 ・H22 老朽住宅の解体（22戸） 市住生活基本計画（住宅マスタープラン）及び公営住宅長寿命化計 画策定 ・H23 老朽住宅の解体（5戸）

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
委員会種別と委員 数 【議会事務局】	*議会運営委員会と、総務教育、福祉環境、産業観光、建設水道の常任委員会がある *各委員会とも定数は8名 *委員会の議事録（要点録）は、事務局で作成している *4つの常任委員会は所管する事務量の格差が大きい	*常任委員会の所管事務の構成変更	*議員所管事務の均衡化	・H18～19 検討 議会活性化検討委員会の検討項目の一つとして検討実施 ・H20 議員定数の削減決定 32人⇒30人 (H20. 9月議会 条例可決) 委員会条例改正 総務企画常任委員会 (8人) 福祉教育常任委員会 (8人) 産業環境常任委員会 (7人) 建設水道常任委員会 (7人) (H21. 3月議会 条例可決) ・H21～ 新委員会発足
議会選出各種委員 【議会事務局】	*議員の各種委員会への参画は20の委員会である *立法機関と執行機関との関係を考えれば参画は望ましくない	*法令に定めのあるものを除いて、選出の依頼をしないよう執行機関に要請する	*執行機関に対する監視の強化	・H17 段階的に実施 法令の定めによるもの以外は選出依頼しないよう執行機関に要請 ・H18 各種委員会の議員参画を見直すため、執行機関と調整 ・H19 議員参画委員会数の減 20委員会⇒18委員会 (H19. 5月議会) ・H21～ 議員参画委員会数の減 18委員会⇒17委員会 (H21. 5月議会)
議会だより発行 【議会事務局】	*本市議会の活動状況を広く市民に周知するため、議会報を発行する *定例号 (年4回 32,500部 毎回30ページ程度)	*ページを削減するための検討 *議会だより編集委員会による検討と議員全員協議会での承認	*議会だよりの軽量化と印刷経費の削減 〔削減目標：819千円〕	・H21 ページ数削減の検討、実施 編集委員会及び全員協議会で協議し、一般質問ページ割り当てを1/2に削減して発行。 (7ページ分削減) ・H22 ページ数削減

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
農業委員会会議の運営 【農業委員会事務局】	* 農業委員会には二つの部会が設置されているが、農地部会は農地の転用関係を所管し、農政部会は建議要望等を所管する * 部会ごとに会議を開催しているため、他方の内容が把握できないため、総合的な農政指導が難しい (委員の任期は17.7.20～20.7.19)	* 各部会を廃止し総会で対応する * 調査は全員で行い、決定は総会方式を採る * 農地法関係の権限移譲について検討する	* 効率的な委員会の運営	・ H17 総会方式の試行 (H17. 9月～) ・ H18 委員会運営のあり方検討 研修等による意見交換会の実施 ・ H19 農業委員会のあり方について検討 委員定数－現状維持 会議のあり方－総会方式とする 権限移譲－継続検討（平成20年度からの実施） ・ H20 総会方式実施 権限委譲について継続検討 ・ H21～ 権限委譲について継続検討 ・ H23 権限委譲について、農業委員会、市農務畜産課及び関係機関等との最終協議が終了し、平成24年4月に農地法関係権限移譲の実施決定	

②補助金等の見直し

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
補助金交付規則（市単独補助金の見直し） 【総務部】	* 団体運営の支援、事業の奨励の二つに大別される * 既得権益化されたものが見られる	* 全ての補助金の必要性について見直す	* 公平性の確保 * 財源の効果的配分と健全財政の確保	・ H19 見直し方針の作成 先進事例調査研究、見直し方針検討 ・ H20 見直し着手 評価・審査の仕組みを構築 市単独補助金の一次評価実施 ※補助金改革の影響度と透明性の確保を考慮し、20年度決定事項を市民及び団体等に周知した上で見直しを行うため、3ヵ年計画（H21～23）とする。 ・ H21 見直し実施 交付基準、評価・審査の仕組みを公表 第3者による市単独補助金審査会を設置 審査会による審査（57件）実施、結果公表 次年度審査予定補助金の一次評価実施 ・ H22 見直し実施 審査会による審査（65件）実施、結果公表 次年度審査予定補助金の一次評価実施 ・ H23 見直し実施 審査会による審査（65件）実施、結果公表 H21～H23の3年間で審査した最終結果の公表	

(2) 民間委託等の推進

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
指定管理者制度運営事業 【企画部】	*市の出資法人、公共団体及び公共的団体に限られていた「公の施設」の管理運営を、民間事業者等に拡大する	*制度導入施設の検討と適用拡大	*民間の経営手法を取り入れることにより、住民サービスの向上及び経費の節減が図れる	・H17 導入準備 基本方針策定、各種条例等整備、公募・選定、指定議決、協定締結 ・H18 指定管理者制度導入開始（61施設） ・H19 導入効果の調査 ・H20 導入効果の調査 指定期間終了（3年間）に伴う H21～指定管理者の指定（37施設） 指定更新 ・H21 導入効果の調査、制度の運用見直し検討 ・H22 導入効果の調査、制度の運用見直し検討 公の施設の調査を実施 ・H23 導入効果の調査、公の施設の調査を実施 審査基準の見直し （有識者（税理士）による経営状況に関する調査及び公募時における審査基準の公表） 勤労青少年ホーム指定管理者導入の検討	
施設振興公社 【総務部】	*施設振興公社に対する補助金の交付、議会報告を行う	*指定管理者制度の受託事業者としての体制確立 *市職員派遣の縮小、廃止を検討する	*自主的な経営に移行 *補助金の削減	・H18 公社のあり方、改善策の検討 受託業務の特化、組織のスリム化、補助金の見直し ・H19 実施 指定管理外受託業務の整理（8⇒4事業） 組織のスリム化（派遣職員の縮小） ・H20 継続実施 指定管理外受託業務の整理（4⇒3事業） 組織のスリム化（市派遣職員8人⇒7人） ・H21 自主的な経営に移行 派遣職員7人⇒5人、補助金の削減 ・H22 継続実施 派遣職員5人⇒4人、補助金の削減 ・H23 継続実施 派遣職員4人⇒3人、補助金の削減	
公立保育園管理運営事業 【保健福祉部】	*就労等により家庭において十分保育できない児童を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設	*民間に事業を委託するのではなく、市の施設を条例廃止し、民間に保育施設として譲与する	*民間活力導入により、より特色のある保育が期待できる *運営費が国庫補助の対象となることによる経費の削減	・H17～18 民間保育園の建設整備（ほし保育園 増改築） ・H19 民間保育園の開園（ほし保育園 定員90名） 保育園整備計画の検討、懇談会の設置 ・H20 保育園整備計画の策定、保護者説明会の開催 ・H21 保育園整備計画の推進 民営化保育園選定、事業者募集、決定（市立ゆたか保育園） 民間保育園建設補助（コメット保育園） ・H22 保育園整備計画の推進 ゆたか保育園の民営化引継ぎ コメット保育園開園、民間保育園建設補助（こひつじ保育園） ・H23 保育園整備計画の推進 私立ゆたか保育園（定員120名）の開園 私立こひつじ保育園（定員60名）の開園 東保育園の民営化推進 保育園整備計画の見直し	

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
農業公社事業に関すること 【産業観光部】	* 農業振興を推進するため、農業公社を設置している。 * 公社の主な事業：農地保有合理化事業、農作業受委託事業、農林業施設の管理運営事業など * 管理施設：「青木ふるさと物産センター」「地域資源総合管理施設」 * 関連管理施設：「道の駅明治の森黒磯」「道の駅湯の香しおばら」	* 関連管理施設の管理を民間団体に移行する	* 業務の効率化	・ H18～19 協議・内容検討 関連管理施設の民間団体移行推進のため、公社と市担当課で検討会を設 置 ・ H20 次年度からの民間団体への移行に係る事務執行 民間団体（指定管理者）の決定 協定書の締結、その他関連事務 ・ H21 1 施設を民間団体による管理に移行 （地域資源総合管理施設） ・ H22 青木ふるさと物産センターについて、関係機関等で協議・検討を継 続 ・ H23 青木ふるさと物産センターについて、関係機関等で協議会を組織し、効率的な管理方法等を協議する予定であったが、他の道の駅と比べ施設のポテンシャルが低く、放射能汚染風評被害もあり、民間団体による管理運営は当面の間不可能と判断し、改革の実行を断念
学校給食共同調理場の管理運営及び調整 【教育委員会】	* 学校給食は、共同調理場方式と自校方式がある * 調理や配送の方式、職員、臨時職員、委託業者の混在などで差異がある	* 調理・配送部門の民間委託の検討	* 業務の効率化 * 経費削減	・ H18～19 内部検討 新設する学校給食調理場の調理・配送部門の民間委託の検討・準備 ・ H20 一部実施 （旧）西那須野学校給食共同調理場の配送部門を民間委託実施 H20. 1月～（新）西那須野学校給食共同調理場にて調理・配送部門を民間委託 ・ H21 他の調理場について、調査・検討 ・ H22 黒磯学校給食共同調理場について、調査・検討を行っていたが、再検討が必要となり実施を延期 共英学校給食共同調理場について、建て替えを含め民間委託を検討 ・ H23 黒磯学校給食共同調理場の平成24年度からの民間委託（調理・配送）について準備 共英学校給食共同調理場についても建て替えを含めて民間委託を検討
塩原地区スクールバス管理運営 【教育委員会】	* 小学校の統廃合及びJRバス路線の廃止により遠距離通学を余儀なくされた児童生徒のため、上塩原方面と湯元塩原方面の2路線のスクールバスを運行している	* 運行業務を民間業者に委託する 1 登校時1便、下校時2便の定時運行 2 社会科見学等の授業に利用する時間外運行	* 経費の削減 （人件費の抑制）	・ H18 比較・検討・準備 先進自治体、近隣市町の事例研究 現行と民間委託の場合の比較検討 民間委託のための事務手続き ・ H19 スクールバス運行の民間委託実施 ・ H20 継続実施 社会科見学等の授業への活用 ・ H21 継続実施 運行状況の検証 ・ H22～ 継続実施 登下校のほか、社会見学等の授業に利用

(3) 市民との協働

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
車座談議・職員地域担当制 【企画部】	* 市内15地区に担当職員を配置し、地域で組織する「車座談議」への出席など、協働によるまちづくりを推進する	* 合併後の地域の課題など市民の声を聴く * 市民と協働でまちづくりの基本的なルールづくりを行う	* 地域自治の確立 * 市民と行政との情報の共有化 * 市民の選択による公共サービスの提供	・ H17 市民と行政双方の体制づくり 各地域に地域担当職員（6人）配置 地域への呼びかけとして広報周知、自治会等への説明会開催 ・ H18 設立した地域から実施 H18年度末までに14地区で組織化 ・ H19 全15地区で組織化 地域事業の認定・実施（第1号 大山地区） ・ H20 各地区ごとの取組実施 地域事業の認定・実施（7地区） 地区委員・地域担当職員アンケートの実施 ・ H21 各地区ごとの取組実施 地域事業の認定・実施（5地区） 地域担当職員更新 ・ H22 各地区ごとの取組実施 地域事業の認定・実施（7地区） ・ H23 各地区ごとの取組実施 事業内容の振り返りと今後の改善点等の検証	
市民協働の推進 【企画部】	* 市民と行政の役割を明確にし、協働のまちづくりを推進している	* 協働のまちづくりに関する庁内研究会、市民会議等の設置 * 協働のまちづくりの指針の策定	* 指針に基づく協働のまちづくりの推進	・ H21 庁内検討会の実施（7回） ・ H22 指針策定会議の実施（6回） ・ H23 指針の策定、市民への公表	
自主防災組織（その他消防・防災組織、地域消防防災活動協力員設置事業） 【総務部】	* 自主防災組織が黒磯地区2ヵ所、西那須野地区28ヵ所、塩原地区1ヵ所組織されている	* 黒磯地区、塩原地区における組織設立を推進する	* 地域における自主的な防災意識の向上	・ H17 準備 自治振興費補助金制度による自主防災活動の支援 ・ H18～19 自治会との協議・組織設立 自主防災組織設立パンフの配布 自主防災活動支援補助金制度による自主防災活動と組織化の支援 防災マップ、ハザードマップの配布 防災講演会の開催 黒磯地区で新たに2箇所が組織化 ・ H20 組織化支援等、継続実施 ・ H21 組織化支援等、継続実施 塩原地区で新たに1箇所が組織化 自主防災活動支援補助金制度のあり方検討 ・ H22 組織化支援等、継続実施 自主防災活動支援補助金制度施行 新制度の説明会実施（全7回） ・ H23 新制度組織化支援等、継続実施 新制度説明会による制度周知 補助金の活用による資機材の整備、活動の充実 市と自主防災組織との連携強化	

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
ごみの分別 【生活環境部】	*3地区のごみの分け方・出し方が違っている	*新施設の稼働までに、ごみの分け方・出し方を統一する	*収集の効率化	・H17 新しいごみ分別方法の検討開始 ・H18～19 市民への周知準備 廃棄物減量等推進審議会等の審議を経て新しい分別方法決定 新分別区分の細部及び収集運搬について検討 ・H20 市民への周知 次年度からの「新しいごみ処理計画」決定 住民説明会の開催（8月～ 200回） ごみ分別辞典、カレンダー、周知ポスター、垂幕などの配布、配置 ・H21 新ごみ処理施設稼働に合わせ「新しいごみ処理計画」による分別・収集を実施 ・H22 11月から廃食用油の拠点回収（4ヶ所）を開始 資源物、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの4種15分別とした。 ・H23 6月から廃食用油の拠点回収を18ヶ所増設した。
環境美化キャンペーン 【生活環境部】	*ごみゼロの日を中心に市民総参加による美化運動を実施 *実施方法が3地区で違う	*美化運動の実施方法と回収したごみの取扱について統一する	*地域住民の意識の高揚	・H17～18 調整 美化運動の実施方法と回収したごみの取扱について、実態調査、問題点把握、関係課との調整を行う ・H19 日程、実施方法等、統一できる部分は秋の市民一斉美化運動から統一 ・H20 次年度からの分別・収集方法の変更に伴い、美化運動の目的・手法を再検討 ・H21～ 日程・実施方法を統一し、不法投棄撲滅運動と位置づけ市内全域で粗大ごみ等の回収を実施。
指定ゴミ袋制度 【生活環境部】	*ゴミ袋は西那須野・塩原地区で指定袋としているが、黒磯地区は指定していない *ごみ処理費用は年々増えている	*指定ゴミ袋に統一する *ごみ処理の有料化を検討する	*排出者責任の明確化 *ごみ分別推進による減量化	・H17 準備 指定ゴミ袋の検討開始 ・H18～19 市民への周知準備 指定ゴミ袋について廃棄物減量等推進審議会で検討。 ごみ袋の指定を家庭系ごみの有料化とあわせ検討、統一する ・H20 市民への周知 「新ごみ処理計画」決定 家庭系ごみの有料化、指定袋制 住民説明会実施（約200回） ・H21～ 「新しいごみ処理計画」に基づき、家庭系ごみ有料化、分別・収集を実施

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
博物館と市民文化活動との連携 【教育委員会】	博物館の自主団体は、ミュージアムフレンズなどの、石ぐら会、いろいろの会、古文書研究会、土器づくりの会、開拓史研究会等がある * 自主団体に対する補助は交付していない * 親子体験チャレンジ講座 * 事業の一部にはボランティアの参画がある	* 自主団体により講演会・学習会等を展開する * 指導者・協力者についてはボランティアに依頼する * 材料費・道具については受講者の負担を明確にする	* 市民との協働の推進 * 博物館事業が支援 * 経費の削減	・ H18 各自主団体との協議 シンポジウム（学校との関係、ボランティア活動）、博物館フェスタ（自主団体との協力）開催	・ H19 実行委員会組織での博物館フェスタの開催（自主団体を中心とした活動） ・ H20～ 実行委員会組織での博物館フェスタの開催 各団体が独自予算で講演会、講座等開催など

（４）公営企業等の経営健全化

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
《水道事業》 事業統合 【上下水道部】	* 3 上水道事業（含 4 簡水）と 3 簡易水道事業がある	* 事業統合を検討し、適正な事業規模に統合する	* 経営の効率化と健全化	・ H17 事業統合の方向性、組み合わせ、メリット等について検討	・ H18 水道事業基本計画の策定開始（コンサルタント委託） 水道事業懇談会の開催（5回） ・ H19 水道事業基本計画の策定完了 安全安心な水の供給とそのための施設整備、危機管理、事業統合の指針 ・ H20 新水道事業の創設認可申請 市の水道事業を一つに統合し、新水道事業を創設（厚生労働省提出） ・ H21 新水道事業の創設認可取得（4月1日）、事業統合 ・ H22～ 継続運営

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
《水道事業》 会計処理・ 料金システム 【上下水道部】	* 3事業においてそれぞれの会計予算・決算を行っており、会計システムも別である	* 会計・料金システムの統一 * 簡易水道事業の地方公営企業会計への移行は、事業統合の中で考える	* 事務の効率化 * 書式等の統一による経費の節減 * 電算サーバ等の共有による省スペース	・ H17 ・ H18 ・ H19 ・ H20 ・ H21 ・ H22	次年度からの会計システム統一決定 統一会計システム 仮稼動（TKC会計システム） 統一会計システム 本稼動（TKC会計システム） 簡易水道事業（特別会計）の法適用化に伴うシステム統一作業実施 統一システムの継続稼動 料金改定に向けたシステム検討 統一システムの継続稼動 料金改定によるシステム変更
《水道事業》 水道料金 【上下水道部】	* 水道料金はそれぞれの企業会計、特別会計により違いがある	* 事業統合に併せた適正な水道料金にする	* 経営の健全化	・ H17 ・ H18 ・ H19 ・ H20 ・ H21 ・ H22	事業統合にあわせた水道料金の検討、調査・研究 水道事業懇談会 開催 水道事業審議会 開催（7回） 水道料金のあり方について答申 水道料金改定計画の検討 決算検証、将来の水需要、施設整備の精査等から水道料金の基礎数値を推計 水道料金改定条例制定（H22. 10. 1施行） 水道料金改定条例施行
《水道事業》 水道料金賦課徴収事務 【上下水道部】	* 黒磯・西那須野の事務は民間委託、塩原の事務は直営	* 塩原の事務を民間に委託する * 委託方法の一本化 * コンビニエンスストア収納の導入	* 一括委託による経費の節減 * 収納率の向上 * サービスの向上	・ H17 ・ H18 ・ H19 ・ H20 ・ H21～	賦課徴収業務 黒磯上水道：委託（H15～） 西那須野上水道：委託（H17～） 塩原上水道：直営⇒民間委託検討 黒磯上水道：委託更新（～H19まで） 塩原上水道：民間委託開始 一括民間委託の準備 コンビニエンスストア収納開始 一括民間委託 開始 滞納整理人員の確保 コンビニ収納 継続実施

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
《水道事業》 手数料 【上下水道部】	* 市町村合併時に統合されている	* 住民が十分納得できる手数料にする	* サービスの向上 * 適正な費用負担 * 公平性の確保	・ H17～20 検討 開閉栓手数料について、徴収の必要性などについて他の使用料・手数料の見直しとあわせて検討。 水道料金改定にあわせて見直しを行う方向で検討する。 ・ H21 水道料金改定にあわせ手数料改正（H22. 10. 1施行） ・ H22 改定手数料施行
《水道事業》 加入金 【上下水道部】	* 給水装置の新設・改造する場合の加入金 * 各事業とも口径別になっているが金額が異なる	* 加入金を統一する	* 公平性の確保 * 事務の簡素化	・ H19 水道審議会での審議 加入金制度存続の答申 ・ H20 水道料金改定計画とあわせて検討 ・ H21 水道料金改定にあわせ加入金を統一（H22. 10. 1施行） ・ H22 改定加入金施行
《水道事業》 工事負担金 【上下水道部】	* 道路管理者が行う道路工事等に伴う水道管移設経費	* 水道管移設費の負担割合を事業者間で協定を締結して定める	* 経営の健全化	・ H18～22 検討 道路改良工事等に伴う水道管移設経費について、事業者間（道路管理者、水道事業者）で継続的に検討 ・ H23 協議の結果、費用負担等の協定を締結することはできないとの結論に達したため、検討を中止することとなった。
《水道事業》 取水及び浄水場施設・設備・管理監視体制の整備（取水～浄水～配水設備） 【上下水道部】	* 3 水道事業の取水及び浄水場施設・設備・管理体制・監視システムに違いがある	* 各浄水場の施設・設備・管理監視体制を統一し、一箇所で集中管理できるシステムを整備する * 浄水場維持管理体制の民間委託を推進する	* 維持管理体制の確立により経費の削減・事務の効率化 * 危機管理体制の確立による安全性の確保 * 一括民間委託による経費の削減	・ H18 施設整備計画策定のためのデータ収集、検討 ・ H19 水道管理監視システムの構築検討 全浄水施設・設備の運転管理の民間委託（同一事業者） ・ H20 水源水質監視システム設置（4浄水場） テレメーターによる24時間有人監視を実施 維持管理業務委託の複数年度化を検討 ・ H21～ 水源水質監視システム等運用 次年度からの維持管理業務委託を複数年度契約で締結（3ヵ年）

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
《水道事業》 管路管理台帳整備 事業 【上下水道部】	*配水管、導水管、送水管の台帳	*電子データ化する 【実施時期23年度予定】	*維持管理体制の確立による経費の削減・事務の効率化 *危機管理体制の確立による安全性の確保 *維持管理の適正化 *漏水事故が発生した場合の早期対応	・H18 近隣市の作成状況等視察 ベースとなる地図情報について、市関係課と調整、検討 ・H19～20 全ての管路図を電子化するための検討・準備 管路図を住宅地図に図化した台帳作成 電子化についての各社システムの情報収集 先進市視察 次年度からの導入準備 ・H21 電子データ化（水道施設管理システム構築）実施（2ヵ年継続事業） ・H22 水道施設管理システム構築事業竣工 ・H23 水道施設管理システムの稼働
《下水道事業》 下水道使用料金体系及び使用料 【上下水道部】	*現行使用料は、維持管理原価に見合っているが、資本費（元利償還金）に対しては大きく下回っている *3地区の下水道事業ごとに料金設定が異なっている *黒磯地区及び西那須野地区は累進性に、塩原地区は逆累進性をとっている	*料金体系及び体制の統一を図る *下水道使用料金の適正化を図る	*下水道事業会計の健全化 *使用者の費用負担の公平化	・H18～20 制度の調査・研究 類似及び近隣市自治体の状況調査 下水道審議会への状況報告 他の下水道関係の構想、計画等の策定とあわせ、より効率的・効果的に事務を進めるため、継続的に検討 ・H21～22 下水道審議会において事業経営のあり方等審議 H23.3最終答申「下水道使用料の改定」 ・H23 審議会の答申等を踏まえ、下水道中期ビジョンのアクションプログラムに沿った制度化に向けての調査検討 日本下水道事業団の経営研修に参加し、使用料に関する全般的な知識習得・他市町村の事例等情報収集 料金改定時期等のスケジュール検討
《下水道事業》 水処理センター施設維持管理 【上下水道部】	*黒磯水処理センター、塩原水処理センター、マンホールポンプ場があり、運転管理を民間業者に委託している *処理場から発生する汚泥は県・民間に処分を委託している	*維持管理を一元化する *委託は包括的に複数年契約とする	*人件費・維持管理経費の削減 [削減目標4,000千円]	・H17 塩原水処理センター事務の事務引継ぎ ・H18 2水処理センターの一元管理 管理委託の一元化に向けた準備 ・H19 委託内容の精査による経費削減 ・H20 委託管理契約の複数年化（3年）と2処理場の運転管理の一元化実施による小規模修繕費削減 ・H21 包括的委託に向けた準備 ・H22～ 5年間の包括的委託を実施

(5) 財政状況と経費削減効果の公表

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
財政状況の公表 【総務部】	＊「新地方公会計制度」に基づき、財務4表の作成、公表を行う。 ＊「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、健全化判断指標の公表を行う。	＊一般会計をはじめ、各特別会計や水道事業会計、一部事務組合等の関係する会計の決算状況を合算して①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書の4表を作成、公表する。 ＊健全化判断指標（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）の公表等を行う。	＊市全体の財政・資産・負債の状況が明確になる。 ＊市の財政状況について、市民との共通理解が図られる。	・ H20 H19決算による健全化判断比率の公表 ・ H21 健全化判断比率、財務4表の作成、公表 市予算説明書「わたしたちのまちづくり」作成、全戸配布 ・ H22～ 健全化判断比率、財務4表の作成、公表 市予算説明書「わたしたちのまちづくり」作成、全戸配布 財政白書の公表
経費削減効果の公表 【企画部】	＊行財政改革の取り組みについて、進捗状況と改革改善の成果、経費削減額の公表を行う	＊集中行財政改革プランに掲載された取り組みの進捗状況と成果を把握し、公表する	＊行財政改革の実施状況が明確になり、更なる推進が図られる。 ＊行財政改革について、市民との情報の共有が図られる。	・ H18～ 「集中行財政改革プラン進捗状況」の取りまとめ、公表

(6) 情報の公開

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
文書管理 【総務部】	* 文書の管理は所在と処理経過を明確にしておく * 現在、旧3市町それぞれの方法で管理しているため取り扱いに差異がある * 文書保存の体系が統一されていない	* 文書管理システムの導入により文書管理方法を統一する	* 情報公開の迅速化 * 国が進める文書電子化への対応 * 文書管理時間の短縮 * 文書保管場所の節約	・ H18 文書管理システム導入検討 システム及び移行計画の検討 文書管理規定の周知 塩原支所移転に伴う文書管理 ・ H19 塩原支所への文書管理システム導入 本庁導入等に向けての研修会開催 ・ H20 本庁への文書管理システム導入 西那須野支所のメンテナンス完了 ↓ 全庁統一の文書管理システム（ファイリング）の導入完了	・ H21～ 定着化のための指導、研修会
市ホームページ 【企画部】	* 市からの情報発信として、インターネット上にホームページを開設し運営している	* 市ホームページを通じて、住民が必要とする情報を積極的に発信する仕組みを整備する * システムの見直しにあわせ、わかりやすく利用しやすいホームページの運用を検討する	* 住民サービスの向上 * 住民と行政の情報共有が図られる	・ H18～ 現システムでのホームページ開設・運営 ・ H22 仕組み整備、運用見直しの検討 ・ H23 CMS(コンテンツマネジメントシステム)を更新し、ホームページを刷新した。	

(7) 地方分権に対応した組織・機構の見直し

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
組織・機構の見直し 【企画部】	* 職員の効率的かつ適正な配置の実現	* わかりやすく簡素な組織の構築 * 地方分権・権限移譲への対応	* 市民サービスの向上 * 人件費の削減	・ H17 組織の見直し・検討 ・ H18 組織見直し・改編の一部実施 調整班廃止、幹事課の設置 黒磯庁舎を本庁兼務、教育・水道部を西那須野庁舎に 組織機構改革推進会議 設置 組織機構改革方針 決定 ・ H19 塩原支所移転に併せ課統合 平成20年度からの組織機構改編に向けた準備 条例規則の改定、機構改革に伴う補正予算計上 庁舎改築、引越し、市民への周知 ・ H20 4月1日組織機構改革実施 本庁方式に移行、組織改革の効果の検証 ・ H21 前年度検証に基づき一部係等設置 H20組織改革の効果の検証 組織機構改革推進会議 開催 検証に基づく次年度からの組織改編 決定 ・ H22 前年度までの検証に基づき一部組織改変 組織改革の効果の検証 本庁・支所体制の明確化、業務の合理化・強化等 ・ H23 H23年度の組織の改編なし H24年度から始まる後期基本計画に合わせ、組織機構改革の検討を行う	
一部事務組合の見直し 【企画部】	* 他の市町と共同で事務を行うため、広域行政事務組合や消防、市場、火葬場の組合を設置している	* 組合議員の定数を削減する * 組合のあり方を検討する	* 負担金の削減	・ H18～22 議員定数削減・組合のあり方検討 ・ H23 那須地区広域行政事務組合の教育委員会廃止(視聴覚ライブラリ事業廃止)	
議員定数 【議会事務局】	* 法定数は34名であるが、合併のすり合わせにより32名となっている（議員の任期は17.5.1～21.4.30）	* 定数については、新市において協議することになっている	* 議会経費の削減	・ H18 検討委員会設置の調整 調査項目の検討 ・ H19 議会活性化検討委員会 設置 ①定数・報酬検討分科会 ②議会運営等検討分科会 ③委員会関係検討分科会 ④政務調査費等検討分科会 ・ H20 定数・報酬特別委員会 設置 (H20. 6月議会) 議員定数等について9月議会報告 9月議会にて定数を削減する条例可決 定数削減決定 (32人⇒30人) ・ H21～ 新定数による選挙実施	

(8) 職員定員の適正化

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
定数管理（定員適正化計画）に関する こと 【総務部】	* 定員適正化計画の推進	*平成23年4月1日の 目標職員数を平成17年 4月1日現在から90人 (9.5%)削減する。 *取り組み事項 ◇事務処理の合理化 ◇組織機構の改革 ◇外部委託の推進 ◇計画的な職員の採用 ◇多様な任用形態の導 入促進	*総人件費の抑制 *平成23年の目標達 成時には、平成17年 度の平均人件費から推 計すると平成17年度 と比較して約7億2,000 万円の削減が見込め る。	• H17 定員適正化計画 策定 • H18～ 定員適正化計画の推進 - 目標値 4月1日実績 - H18 951人 951人 - H19 950人 926人 - H20 938人 897人 • H20 定員適正化計画の見直し - H21とH22の目標職員数を見直し (旧) 目標数 (新) 目標数 - H21 927人 885人 - H22 904人 870人 - 取組項目の追加 ◇多様な任用形態の導入推進 • H21～ 定員適正化計画の推進 - 目標値 4月1日実績 - H21 885人 885人 - 目標値 4月1日実績 - H22 870人 859人 目標値 4月1日実績 H23 860人 835人

(9) 給与の適正化

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
職員給与に関する こと 【総務部】	* 国家公務員の給与制度 に準じた職員給与制度の 運用	*引き続き国家公務員に 準じて給与制度を運用し 適正化を図る	*総人件費の抑制	• H17～ (合併時) 特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当の見直し・適正化 - 合併に伴う給与水準の調整 - 国家公務員の給与制度に準じた運用 - 給与の支給状況等の公表 (H18～) - 技能労務職の給与水準の見直し実施 (H21) - 技能労務職の給与水準の見直し実施 (H22) - ラスパイレース指数 (国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準) - H17 99.2 - H18 99.5 - H19 100.6 - H20 100.2 - H21 100.8 - H22 100.7 - H23 101.1

(10) 財源の確保

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）
				H17～H23までの進捗・実績
財政調整基金、減債基金 【総務部】	＊年度間の財源調整のために財政調整基金を積み立てている ＊地方債の償還財源として減債基金を積み立てている	＊積み立てのルールを確立する ＊預金の低金利、ペイオフ対策として、国債等での運用を検討する	＊将来に向けての財源確保による健全財政の確立	・ H17 積み立て方針の検討 ・ H18～22 方針に基づく積立・運用 年度末の基金現在高 財政調整基金 減債基金 H17 1,348百万円 893百万円 H18 1,384百万円 1,593百万円 H19 1,731百万円 1,597百万円 H20 1,736百万円 1,403百万円 H21 1,738百万円 1,205百万円 H22 2,290百万円 1,706百万円 H23 4,191百万円 1,707百万円 ※H20、H21に減債基金充用による地方債の繰上償還実施
使用料・手数料の見直し 【総務部】	＊行政サービスの対価として使用料・手数料を徴収する	＊受益者負担の原則から、原価計算方式により算出する ＊検討組織を設置して見直す	＊公平性の確保	・ H18～20 見直し方針の作成 ・ H19～20 検討組織による見直し 検討組織の設置・見直し着手 統一した計算方式による原価計算 適正な受益者負担のあり方検討 負担割合や利用者区分等の統一 ・ 使用料の改定：厳しい経済情勢をふまえ、21年度から段階的に実施 ・ 手数料：原価計算の結果及び近隣市町の状況をふまえ、改定は見送り ・ H21 料金改定実施 4月から2使用料、9月から1使用料に適用 ・ H22～ 料金改定凍結 厳しい経済状況から、当面改定を凍結
都市計画税 【総務部】	＊都市計画事業に充てるため徴収する目的税である ＊合併前の状況から、3地域で、課税区域の考え方が違う ＊現行の税率は平成19年まで暫定の0.2%である	＊検討組織を設置し課税区域及び税率の見直しを行う。	＊公平性の確保 ＊土地利用に関する計画、都市計画事業との整合性のある都市計画税の課税区域及び税率を設定することができる。 ＊課税基準の明確化	・ H17～20 課税区域及び税率の見直し 庁内検討委員会の設置（H18）、開催 課税区域、税率の基本方向を検討 ・ H21 課税区域検討懇話会開催 条例改正 22年度課税に向けた準備事務、広報・周知 ・ H22 新たな課税区域で課税 ・ H23 今後の都市計画事業規模、景気動向等を総合的に判断しながら税率の見直しを行い、税率は本則0.3%とし、附則の暫定税率0.2%を平成25年度まで延長した。

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
市税滞納整理事務 【総務部】	* 未納者に対する電話・文書による催告 * 納税相談の実施 * 訪問徴収 * 収税嘱託員の配置	* 滞納整理を行う組織の設置 * 24時間営業のコンビニエンスストア等での収納導入 * 都内での徴収手法を検討する	* 収納額の増 * 公平性の確保	・ H17 滞納整理組織、コンビニ収納、都内徴収手法の検討 ・ H18 滞納整理組織（収税課）新設 軽自動車税のコンビニ収納実施 都内徴収嘱託員 配置準備 ・ H19 収税課 人員強化 全税目のコンビニ収納実施 都内徴収嘱託員（1名）配置 県「徴収特別対策室」に1名派遣 ・ H20 前年度の取り組みに加え、 宇都宮県税事務所に1名派遣 インターネット公売開始 ・ H21 取組継続 ・ H22 取組継続 滞納者への訪問、電話・文書催告、納税相談の強化 休日納税相談開催 ・ H23 取組継続 市県民税自動電話催告の実施 口座振替手続モバイルシステム導入検討	
国民健康保険税、 後期高齢者医療保 険料、介護保険料 の徴収事務 【総務部】	* 未納者に対する電話・文書による催告 * 納税相談の実施 * 保険証の発行判定（国保税、後期高齢）	* 滞納整理を行う組織の設置（国保税） * 24時間営業のコンビニエンスストア等での収納 * 短期・資格発行者に対する納付促進（国保税、後期高齢）	* 収納額の増 * 公平性の確保	・ H18 コンビニ収納のメリット等について検討 催告書の発送（年2回）、納入催告、納入相談の実施（介護保険） ・ H19 国保税のコンビニ収納開始 ・ H20 介護保険料のコンビニ収納準備 国保税、介護保険料の徴収事務を収税課に移管 ・ H21 介護保険料のコンビニ収納開始 ・ H22 後期高齢者医療保険料のコンビニ収納開始 滞納者への訪問、電話・文書催告、納税相談の強化 ・ H23 国保税の自動電話催告の実施 口座振替手続モバイルシステム導入検討	
広告事業 【企画部】	* 市の資産を広告媒体として活用し、自主財源の確保を図る * 事業者等への広告機会の提供、市民への情報提供を通して地域の活性化に寄与する	* 広告掲載可能な資産の調査、検討を行う * 広告事業の積極的な運用を図る	* 自主財源の確保 * 地域の活性化	・ H19 広告事業の検討、実施要綱の策定 ・ H20 広告事業の実施 市ホームページバナー広告 「広報なすしおばら」広告掲載 市民課書類用封筒 ・ H21 広告事業の実施 市ホームページバナー広告 「広報なすしおばら」広告掲載 指定ごみ袋、市民課書類用封筒 ・ H22～ 広告掲載可能な資産等の調査、検討	

(11) 職員の意識改革

事務事業名 【部局名】	事業の概要	改革の概要	改革の効果	改革の時期・内容（年度）	
				H17～H23までの進捗・実績	
人材育成基本方針 策定事業 【総務部】	*分権型社会の担い手にふさわしい人材の育成し、職員の能力開発を効果的に推進するために、人材育成の目的・方策等を明確にした人材育成基本方針を策定する	*職員の意識改革を主眼として策定するもので、平成19年度以降は、その基本方針に基づき、研修の充実や人事評価制度等、各種施策の具現化をする	*時代に即応した職員の育成 *人材育成の実施が、行財政改革を推進する手段となること	・H18 職員意識調査の実施 人材育成基本方針 策定 ・H19 人事評価マニュアルの作成 ・H20～21 人事評価（姿勢・適性評価）の試行 ・H22 人事評価（姿勢・適性評価）の正式導入 人事評価（管理能力評価）の試行 ・H23 人事評価（姿勢・適性評価）の継続実施 人事評価（管理能力評価）の正式導入	
職員提案制度 【企画部】	*職員提案制度を設け、職員の意識啓発とあらたな発想による事業実施や業務改善を推進する	*職員提案制度の検討、創設、運用	*住民サービスの向上 *業務の改革改善	・H17～H21 職員提案制度の検討 ・H22～ 要綱等制定 実施に向けた制度周知	

【参考１】 平成２０年度までに改革改善を行なった事務事業

事務事業名	改革改善の実施状況、効果
事務事業の再編・整理、廃止統合	
統計書の作成	市ホームページ掲載による統計情報の発信。印刷部数の削減。
広報なすしおばらの配布方法の統一	自治会加入者には月２回行政連絡員を通じて配布。未加入者は公共施設に取りに来ていただく。
開こん記念祭	市の一体感の醸成のため、招待者を市全域からとし、市内小学６年生全員の参加とした。
入札参加資格	新基準「平成１９・２０年度那須塩原市建設工事入札参加資格審査基準」による事業者の格付を実施。
小規模工事等契約希望者登録	市が発注する小規模工事（５０万円未満）について登録制度を設け、市内業者の受注機会の拡大を図る。
備品、物品の購入及び管理	システムによる備品台帳の管理、備品シール貼付け。
生ごみ処理機等設置費補助金	生ごみ処理容器、処理機の導入によるごみ減量化と環境に対する意識の高揚を図る。
老人保健機能訓練事業（Ａ型）	事業終了 ※平成１８年度は経過期間とし、平成１９年度から地域包括支援センターの介護予防事業に移行。
健康管理調査及び健康診査申込	ＰＲパンフレットの内部印刷。郵送用封筒を回収用に再利用。
軽度生活支援	廃止 ※介護予防給付、地域支援事業に統合
ホームヘルプサービス事業	廃止 ※経過措置として軽度生活支援に統合⇒介護予防給付、地域支援事業に再統合
生活管理指導短期入所事業（ほっと入所）	廃止 ※老人福祉法、介護保険法等の改正による制度の廃止。 利用者なし。
高齢者住宅改造費助成事業	廃止 ※介護保険サービスの住宅改修事業に移行
元気アップデイサービス事業	実施回数、利用者負担等の統一。希望者に送迎実施。市内１５箇所設置
米生産調整対策事業	３地域の協議会を一本化し「那須塩原市水田農業推進協議会」を中心とする生産調整の実施。
畜産イベント事業	イベントの統合を検討し、「マイタウン西那須野畜産フェア」を「那須塩原市畜産フェア」に、畜産共進会の開催は当分見合わせることにした。

事務事業名	改革改善の実施状況、効果
ひとにやさしいまちづくり支援モデル事業	廃止 ※平成19年度までのモデル事業。（希望事業者なし）
塩原文化会館管理運営事業	維持管理費を削減し、当分の間休館とする。
議会 会議録の調製	議会会議録（印刷物）の執行部配布を中止。
議会 議員台帳	委託していた議員履歴管理システムを自主管理に切替。
各種選挙執行	期日前投票の立会人業務をシルバー人材センターに委託。一部投票所での投票時間繰上げを実施。
民間委託等の推進	
第3セクターの支援	野岩鉄道に対し、利用者増加策の支援と経費削減、経営合理化を要請。
スキー場	ハンターマウンテンスキー場について、市所有株式を売却し、完全民営化。
市民との協働	
広報モニター制度	モニターを10名委嘱し意見要望等を聴取。会議、編集委員会開催。モニター記事の掲載。
公営企業等の経営健全化	
水道 給水装置工事申請受付、審査、竣工検査	給水装置工事の受付を本庁水道施設課に一本化。黒磯地区給水台帳のデジタル化。
財源の確保	
公共施設用地等の賃貸借契約	東京電力、N T Tが公共施設用地に設置する電柱に対する使用料徴収。

【参考２】 指定管理者制度 導入施設一覧 (平成24年4月1日現在)

	施 設 名	指 定 期 間		施 設 名	指 定 期 間
1	くろいそ運動場	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日	34	那須野が原ハーモニーホール	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
2	那珂川河畔運動公園(プール含む)		35	鳥野目河川公園	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日
3	青木サッカー場		36	疏水パーク	
4	塩原運動公園		37	西朝日町緑地	
5	関谷南公園		38	黒磯公園	
6	塩原B & G海洋センター		39	那珂川河畔公園	
7	シニアセンター		40	とようらコミュニティ公園	
8	塩原温泉天皇の間記念公園		41	山中新田公園	
9	黒磯駐車場		42	いなむらふれあい公園	
10	那須塩原駅東口駐車場		43	厚崎さわやか公園	
11	那須塩原駅西口駐車場		44	戸田水辺公園	
12	黒磯駅前西口臨時駐車場		45	東那須野公園	
13	西那須野駅前駐車場		46	烏ヶ森公園	
14	西大和駐車場		47	乃木公園	
15	西那須野駅東口自転車駐車場		48	那須開墾社第二農場歴史公園	
16	西那須野駅西口自転車駐車場		49	井口公園	
17	八汐第一公園		50	大山公園	
18	八汐第二公園		51	南町児童公園	
19	今井公園		52	西那須野駅前公園	
20	八郎ヶ原放牧場		53	一本杉緑地	平成18年4月1日～ 平成28年3月31日
21	にしなすの運動公園		54	狩野緑地	
22	三島体育センター	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日	55	三小前緑地	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日
23	元気アップデイサービスセンターさくら		56	乃木緑地	
24	元気アップデイサービスセンターしまかた		57	塩原温泉湯っ歩の里	
25	元気アップデイサービスセンターはつらつ		58	箒川沿岸運動広場	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日
26	もみじ谷大吊橋		59	青木ふるさと物産センター	
27	塩原温泉家族旅行村	平成24年4月1日～ 平成27年3月31日	60	地域資源総合管理施設 (アグリパル塩原)	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日
28	塩原温泉華の湯		61	健康長寿センター	
29	通所授産施設 ふれあいの森		62	黒磯図書館	平成24年4月1日～ 平成29年3月31日
30	塩原もの語り館		63	西那須野図書館	
31	板室健康のゆグリーングリーン		64	塩原図書館	
32	板室自然遊学センター				
33	黒磯文化会館				